

固定資産税についてのお知らせ

▷問い合わせ先＝税務課資産税係(☎内線140・155・156・159)

■納付期限と納税通知書の発送

平成29年度の固定資産税の納付期限は次のとおりです。納税通知書は、5月上旬から中旬に発送する予定です。

- ▷第1期＝5月31日(水)
- ▷第2期＝7月31日(月)
- ▷第3期＝10月2日(月)
- ▷第4期＝11月30日(木)

■1/2減免と全額減免

東日本大震災による津波で被害を受け、平成23年度から全額減免等の対象となっている土地や家屋の平成29年度の減免措置についてお知らせします。

①1/2減免

全額減免等の対象となっている土地や家屋のうち、使用されている、または使用が可能と認められる土地や家屋は、平成29年度から課税の対象になります。ただし、課税初年度は税額を1/2に減免します(新築住宅の減額措置や被災代替家屋の特例などの対象になる場合は、適用後の税額を1/2に減免します)。

※平成28年度に1/2減免の対象になった土地や家

屋は、平成29年度から本来の税額になります。

②全額減免

津波の被害を受けたままで使用できない場合や、津波のため家屋を取り壊して更地になっている場合などは、引き続き対象資産の固定資産税を全額減免します。

■固定資産縦覧帳簿の縦覧と固定資産課税台帳の閲覧

5月1日(月)から、平成29年度の固定資産縦覧帳簿の縦覧、固定資産課税台帳の閲覧ができます。所有する固定資産がどのように評価されているか、この機会にお確かめください。縦覧・閲覧を希望する人は、下表の必要なものを持参の上、市役所本庁税務課または三陸支所までお越しください。※平成29年度の固定資産各種証明も、5月1日(月)から交付します。

■取り壊し家屋は届け出が必要です

固定資産税が課税されている家屋を取り壊したときは、届け出が必要です。税務課の職員が確認に伺いますので、ご連絡ください。

固定資産縦覧帳簿の縦覧・固定資産課税台帳の閲覧

	縦覧	閲覧
期間	5月1日(月)～5月31日(水) ※土・日曜日、祝日を除く	5月1日(月)から【通年】 ※土・日曜日、祝日、年末年始を除く
場所・時間	・本庁税務課＝午前8時30分～午後5時15分(月・金曜日は午後6時30分まで) ・三陸支所＝午前8時30分～午後5時15分	
縦覧・閲覧の対象	土地価格等縦覧帳簿、家屋価格等縦覧帳簿 ※所有者などの個人情報に記載されていません	固定資産課税台帳
縦覧・閲覧ができる人	①固定資産税の納税義務者 ②①の代理人 ③納税管理人	①固定資産税の納税義務者 ②借地人、借家人 ③固定資産の処分をする権利を有する人 ④①～③の代理人 ⑤納税管理人
必要なもの	・免許証など本人確認ができるもの ・代理人の場合は委任状	・印鑑 ・代理人の場合は委任状 ・借地人、借家人は賃貸借契約書 ・固定資産の処分をする権利を有する人は、それを証明する書類
手数料	無料	1通300円(縦覧期間中は無料)

(5) 広報大船渡お知らせ版 29. 4. 20(No. 1101)

▷問い合わせ＝市役所☎0192②3111

連休期間中のごみ収集について

▷再利用ごみ以外のごみに関する問い合わせ先＝大船渡地区環境衛生組合(☎④4739)

▷再利用ごみに関する問い合わせ先＝市民環境課環境衛生係(☎内線124・125)

▷燃えるごみ

5月3日(水)は通常どおり収集します。

▷燃えないごみ

全ての収集を休みます。

▷クリーンセンターへのごみの持ち込み

5月3日(水)から7日(日)までは、ごみの持ち込みは受け付けしません。

▷再利用ごみ

5月3日(水)・4日(木)は収集しません。

■指定ごみ袋に行政区と氏名を記入しましょう

家庭ごみを地域のごみステーションに出す場合や、クリーンセンターに持ち込む場合は、指定ごみ袋に入れ、行政区と氏名を必ず記入してください。

期 日	燃えるごみ	燃えないごみ	ごみの持ち込み	再利用ごみ
4月29日(土・祝)	休み	休み	休み	
30日(日)	休み	休み	休み	
5月1日(月)	通常どおり収集	通常どおり収集	通常どおり受け付け	
2日(火)	通常どおり収集	通常どおり収集	通常どおり受け付け	
3日(水・祝)	通常どおり収集	休み	休み	休み
4日(木・祝)	休み	休み	休み	休み
5日(金・祝)	休み	休み	休み	
6日(土)	休み	休み	休み	
7日(日)	休み	休み	休み	

※一般持ち込みごみの受付時間は、次のとおりです。
・月～金曜日(祝日は除く)＝午前9時～午後4時30分

補助金を活用して浄化槽を設置しませんか

▷申請先/問い合わせ先＝下水道事業所普及係(☎内線197)

■補助金申請の受け付けを開始します

市では、住宅または店舗兼住宅などに浄化槽を設置する人に補助金を交付しています。

浄化槽は、下水道と同様に、微生物の働きなどを利用して、し尿や生活雑排水をきれいな水にして放流するための施設です。河川・水路の環境保護や悪臭・害虫の発生予防に効果があります。トイレの水洗化や住宅の新築・増改築を計画している人は、浄化槽の設置を検討してください。

▷対象＝公共下水道や漁業集落排水が整備されていない地域に浄化槽を設置予定の人で、平成30年3月10日までに工事が完了する人

※公共下水道や漁業集落排水の整備が予定されている区域(事業計画区域)は、補助金の対象外となります。対象地域など、詳しくはお問い合わせください。

▷補助金の額＝268,000円～588,000円

※設置する浄化槽の規模(人槽)により異なります。

▷申請方法＝申請手続きは、浄化槽工事業者が行います。

▷申請期限＝12月上旬(予定)
※申請が間に合わない場合は、事前にご相談ください。

■工事費用について【参考】

浄化槽設置工事の費用は、人槽や配管の施工状況により異なりますが、平成28年度に下水道事業所が審査した一般住宅の浄化槽設置工事の平均見積額は、約112万円となっています。

工事を計画するときは、複数の工事業者から見積もりを取るとよいでしょう。

(4)